

一般財団法人フォーデイズ自立支援協会

2015年度 事業計画書

(2015年10月1日～2016年9月30日)

I. 基本方針

本邦及び海外における特に女性を中心とした自立支援、災害地域等の住民に対する支援、社会貢献に寄与する研究への助成などを通じて地域社会の健全な発展に寄与する。

- 1) 女性・社会的弱者・青少年に対する支援（定款第4条第1項第1号）
- 2) 被災地域等の住民に対する支援（同項第2号）
- 3) 学術研究又は技術開発に携わる研究者に対する助成（同項第3号）

II. 公益目的事業

- 1) 女性・社会的弱者・青少年及び被災地域等の住民に対する支援（定款第4条第1項第1号及び第2号）

本邦及び海外における特に女性を中心とした自立支援や災害による被害者などの不特定多数の者の中から選考委員会において選考された支援対象者への支援及び女性・社会的弱者・青少年及び被災者などの就職活動や就学に関する相談に対する助言や被災地域再建等の相談・助言を通じて、地域社会の健全な発展に寄与するための事業を継続して行う。

具体的な事業内容は以下のとおりである。

項目	内容・詳細
事業内容	<p>・2015年4月に発生したネパール大地震の重度被災地域等において全壊した学校や公共施設の再建、地震により住居を失った被災者のうち、自らの再建が困難な人に対して再建・復興のための助言を行い又は被災者支援団体等への支援を通じて、集合住宅の建設等（10棟程度）を行い、被災住民の生活向上を図る。</p> <p>被災地等において被災者を支援する被災者支援団体等は業務委託先選定規程により、選定委員会を設けて公平に選定する。</p> <p>・女性・社会的弱者・被災者等に対して、自らが継続して行える現金創出のための職業訓練を実施する。</p> <p>（短期訓練）野菜作り、グリーントネルの作り方、キノコ栽培など （長期訓練）大工仕事、電気技師、建築など</p>
事業予算	1, 510万円

支援金の公募方法及び選考方法	当協会ホームページ上に支援金の「応募要項」を広く一般に公表して、公募を募る。 支援対象者は選考委員会により公平・厳正に選考し、理事会で決定する。
支援金の決定	支援金交付の決定は、原則として当協会が定める期日より1ヶ月以内に行う。

2) 学術研究及び技術開発研究助成（同項第3号）

ライフサイエンスや自然科学等の社会貢献に寄与する不特定多数の者の中から選考委員会において選考された研究者に対する助成を通じて、地域社会の健全な発展に寄与し、我が国の学術発展のための事業を継続して行う。

具体的な事業内容は以下のとおりである。

項目	内容・詳細
研究内容	遺伝子栄養学の観点から、日本の健康科学の進歩に貢献する創造的で有用な研究テーマを支援し、ライフサイエンス等の研究者への研究のための助成を行う。
研究予算	200万円
応募受付	2016年1月4日～3月末日 (ただし、当協会が特に必要と認めた場合は、同期間外においても申請を受け付けることがある。)
応募資格	大学、その他の研究機関に所属し、原則として修士号を有する研究者とする。
公募方法及び助成対象者の選考方法	当協会ホームページ上に「助成金交付要項」を広く一般に公表して、公募を募る。 助成対象者は選考委員会により公平・厳正に選考し、理事会で決定する。
助成金の決定	助成金の決定は、原則として応募受付の終了日から1ヶ月以内に行い、決定通知は、申請者に対し書面により通知する。
助成金の収支報告及び研究報告	助成対象者は助成金の決定通知日から1年ごとに収支報告の提出を行い、さらに研究活動の終了後3ヶ月以内に研究報告書の提出を行う。
助成対象者及び研究内容の公表	助成した対象者及び研究内容等は当協会のホームページ上に公表する。

Ⅲ. 管理運営

1. 評議員会の実施

1 2月中旬に開催予定

- ① 事業報告の内容報告
- ② 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- ③ その他評議員会で決議するものとして定められた事項

2. 理事会の実施

(1) 1 1月下旬に開催予定・・・通常理事会

- ① 理事長から自己の職務の執行の状況を理事会に報告
- ② 事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表・損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書及び財産目録の承認
- ③ その他理事会で決議するものとして定められた事項

(2) 4月上旬に開催予定・・・通常理事会

- ① 理事長から自己の職務の執行の状況を理事会に報告
- ② その他理事会で決議するものとして定められた事項

(3) 8月下旬に開催予定・・・臨時理事会

- ① 理事長が作成した事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの承認
- ② その他理事会で決議するものとして定められた事項

以 上